

名古屋市告示第319号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

令和 7 年 6 月 9 日

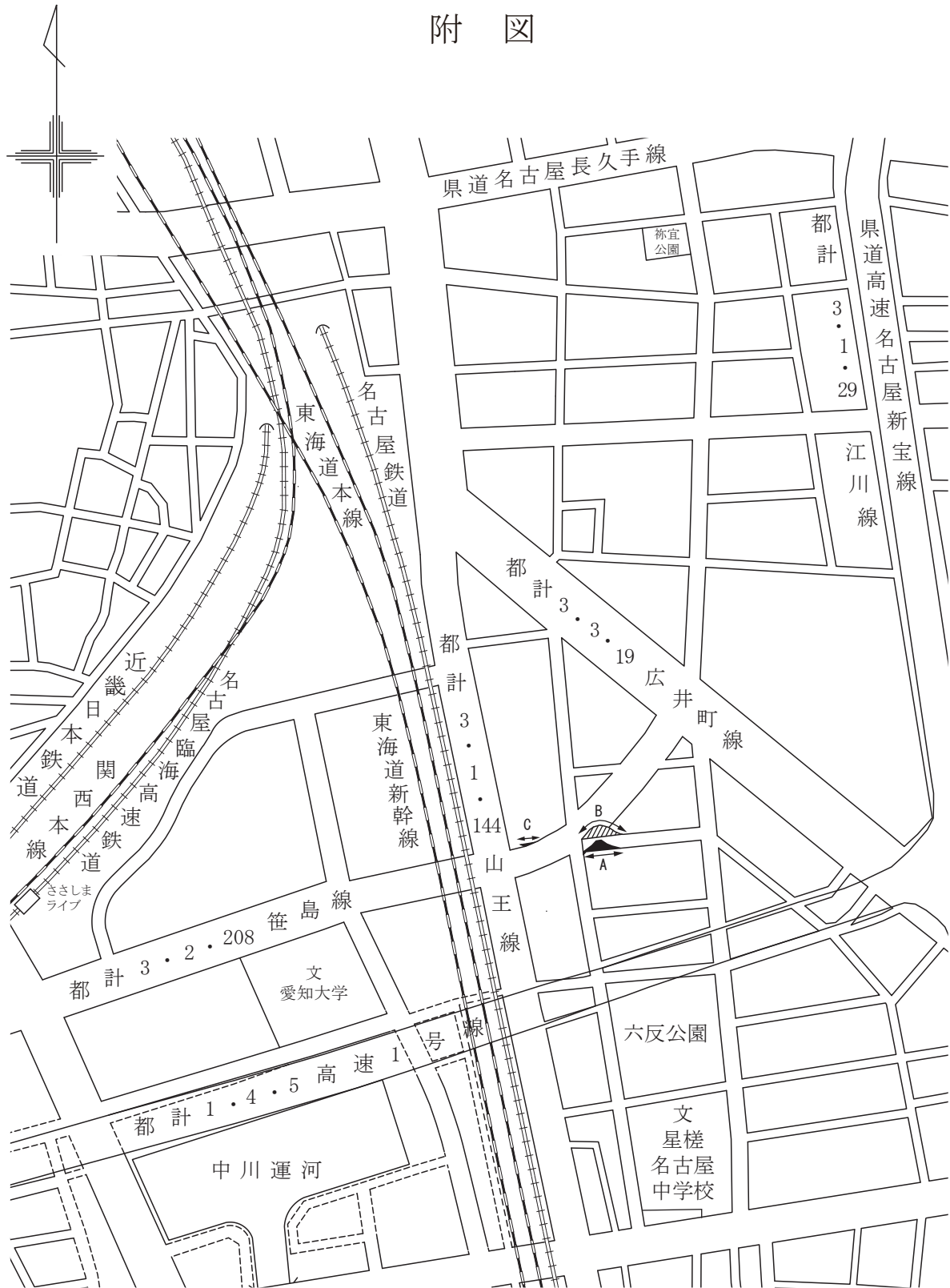
名古屋市長 広 沢 一 郎

道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	日置若狭町線第 1 号	名古屋市中村区名駅南四丁目 308 番地先から	前	0.057	15.00	附 図
	B		名古屋市中村区名駅南四丁目 315 番地先まで	後	0.068	12.80 ～ 17.50	
	C	名駅南四丁目第 1 号線	名古屋市中村区名駅南四丁目 1110 番の 1 地先から	前	0.005	15.00	
			名古屋市中村区名駅南四丁目 1110 番の 1 地先まで	後	0.005	13.97 ～ 15.00	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

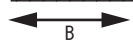
附 図



凡 例



区域変更により道路の区域とする部分



区域変更により廃道する部分

